

「木曾悠久の森」における危険木の取扱要領

令和7年2月4日

1 目的

「木曾悠久の森」のコア a 及びコア b の区域内の天然林であって一般の入林者が想定される区域内（赤沢自然休養林内）において、傾倒、折損、枯死等によって、今後、倒伏や落枝、滑落により一般の入林者、施設等へ危害を及ぼすおそれがある立木（当該立木の伐採等に伴って支障となる立木を含む。以下「危険木」という。）が発生した場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 危険木の伐倒

一般の入林者、施設等の安全確保のため、早急に伐採しなければならない危険木の伐倒は速やかに行う。

3 伐倒した危険木の移動

伐倒した危険木は、移動させないことを基本とする。

ただし、伐倒した危険木が不安定な状態のまま存置され、一般の入林者、施設等へ危害を及ぼすおそれがある場合に限り、安定化させるための移動又は森林外へ搬出することができる。

4 報告

森林管理局は、危険木の伐倒が生じる場合、事前又は事後（緊急に伐倒・移動する必要がある場合）に管理委員会の委員宛にメールにて処理内容の報告をする。